

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

トピックス

保険募集人における保険募集の基本的ルールの創設・体制整備が義務化されます！

- 保険商品の複雑化や多数の保険商品を取り扱う保険ショップ等の出現など、新たな環境に対応するために保険募集規制の再構築が必要となったことから、金融庁において「保険業法」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行い、**平成28年5月29日から施行**となります。
- 虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり、保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向け、「**積極的な顧客対応**」を求める**募集規制が導入**されます。
- また、大規模な保険代理店の増加等を踏まえ、これまでの「保険会社」による教育・管理・指導に加えて、「**保険募集人**」に対して、**募集実態に応じた体制整備を義務付ける規制が導入**されます。



保険の信頼性の確保

保険募集の基本的ルールの創設

☞ 『意向把握義務』の導入

(保険募集の際、以下のような対応を求める)

- ・ 顧客ニーズの把握
- ・ 当該ニーズに合った保険プランの具体化
- ・ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

☞ 『情報提供義務』の導入

(保険募集の際、顧客が保険加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を求める)

- ・ 契約概要の内容
- ・ 注意喚起情報の内容
- ・ その他参考情報

※ 複数保険会社の商品の比較推奨を行う場合

- ・ 取扱商品のうち比較可能な商品の概要
- ・ 特定の商品の提示・推奨を行う理由

保険募集人に対する規制の整備

☞ 保険募集人に対する『体制整備義務』の導入

【改正前】

- ◎ 従来からの保険会社による
 - ・ 保険募集人の実態把握
 - ・ 保険募集人の管理・指導

には、一定の限界があった。



【改正後】

- ◎ 保険会社からの管理・指導に加えて、複数保険会社の商品の取扱いの有無など、保険募集人の業務の規模や特性に応じた「**体制整備**」を義務化。



改正保険業法の施行は、顧客である一般消費者の方々にとっても重要な意味があります。以下、Q & A形式で、分かりやすくお伝えします！

Q1. 今回、保険業法が改正となった背景・理由を教えてください。

保険商品の複雑化や保険ショップなどの複数の保険会社の商品を取り扱う保険代理店が増加するなど販売形態の多様化が進んだことから、顧客である一般消費者の保護や保険の信頼性の確保のため、改正に至りました。

Q2. 改正保険業法で規定された新しい義務は、誰に対するものなの？

改正保険業法は、保険会社又は保険募集人(例えば、生命保険募集人、損害保険代理店)に対して、一定の行為を求めるものです。

したがって、顧客である一般消費者の方に対するものではありません。

Q3. 今までどおり、私の保険は、保険募集人にお任せでいいんですね？

基本的には、保険募集人が、顧客である一般消費者の方の意向を把握・確認することとなるため、ご自身がどのような意向を持っているのか、加入前にイメージすることが大切と思われます。

Q4. 自分自身が、どのような意向を持っているのか、よく分かりません。

一般的に、ライフステージ(例: 出産、入学、就職)を迎える際や自動車や不動産を購入した際に、保険加入を検討する方が多いと思われます。

どのような保障・補償内容がご自身の意向に合致するか、この機会に考えてみてはいかがでしょうか。

Q5. 保険加入にあたって、顧客である一般消費者が気を付けることはありますか？

保険加入にあたって、顧客である一般消費者の方は、ご自身の意向に基づき、保険募集人からの情報を踏まえて保険内容をご検討されると思います。

その際、保険募集人の提案が自分自身の意向と合致しているかチェックすることが大切と思われます。



(本件に関するお問い合わせ先) 金融監督第4課 電話048-600-1288